

東京都北区商店街装飾街路灯補助金交付要綱

昭和61年5月16日区長決裁

(目的)

第1 この要綱は、商店会が設置し、管理する商店街装飾街路灯（以下「街路灯」という。）に係る補助金の交付について必要な事項を定め、もって区内商店街の振興を図ることを目的とする。

(補助対象街路灯)

第2 この要綱において補助対象となる街路灯とは、商店会が公道上に設置したもので、商店街の環境美化及び近代化に寄与し、かつ、防犯灯としての機能を有している街路灯をいう。

2 1に定めるもののほか、区長が特に必要と認めるものについては、補助対象街路灯とすることができる。

(補助金交付対象商店街)

第3 この要綱において補助金の交付対象となる商店会とは、第2に規定する街路灯を設置し、管理している商店会をいう。

(補助対象経費)

第4 補助対象となる経費は、商店会が前年度に支払った街路灯の電気料金（以下、「街路灯電気料金」という。）とする。

(補助金額)

第5 補助金の金額は、街路灯一基あたり年間3,600円に街路灯数をかけた金額（以下「定額補助金額」という。）と街路灯電気料金から定額補助金額を引いた差額の3分の1の金額（千円未満の端数は切り捨て）を加えた金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、街路灯の照明をLED照明に交換する工事を前々年度に完了した商店会に係る補助金の金額の算定については、前項中「3,600円」とあるのは「1,800円」とする。

3 街路灯電気料金が定額補助金額を下まわった場合、街路灯電気料金を補助金額とする。

(交付申請)

第6 街路灯を管理している商店会の長（以下「管理者」という。）が

補助金交付を受けようとするときは、商店街装飾街路灯補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して、区長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7 区長は、第6の交付申請があったときは、申請書類を審査のうえ、補助金の交付を決定するものとする。

2 区長は、補助金の交付を決定したときは、商店街装飾街路灯補助金交付決定通知書（第2号様式）により管理者に通知するものとする。

（請求及び受領）

第8 管理者は、第7の2の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に商店街装飾街路灯補助金交付請求書（第3号様式）を区長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

2 区長は必要に応じ、管理者に対し、受領書（第4号様式）の提出を求めることができる。

（交付決定の取消）

第9 区長は、管理者が偽りその他不正な手段により補助金を受け又は受けようとしたときは、商店街装飾街路灯補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（補助金の返還）

第10 区長は、第9の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（街路灯の設置及び廃止届）

第11 管理者は、年度の途中で街路灯を設置し、又は廃止したときは、商店街装飾街路灯設置・廃止届（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

（委任）

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は地域振興部長が定める。

付 則 この要綱は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から実施する。

付 則 (昭和 6 2 年 4 月 3 0 日改正)

この要綱は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 1 1 年 3 月 3 1 日改正)

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 2 0 年 4 月 4 日区長決裁 1 9 北地産第 2 4 6 8 号)

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 2 2 年 3 月 3 1 日区長決裁 2 1 北地産第 3 2 0 1 号)

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 2 3 年 3 月 1 6 日区長決裁 2 2 北地産第 3 1 0 8 号)

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 4 年 1 月 1 3 日 3 北地産第 2 6 9 4 号副区長専決)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。